



Title	帝國憲法に於ける自由の意義
Author(s)	佐藤, 昌彦
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 10, 100-118
Issue Date	1942-06
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/10712">https://hdl.handle.net/2115/10712</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	10_p100-118.pdf



## 帝國憲法に於ける自由の意義

佐藤昌彦

- 一、序言
- 二、自由の意義
- 三、自由の歴史
- 四、市民的自由と皇國民としての自由
- 五、附言

### 一

自由に付て語る事は、今日全く許されない事であらうか。自由を語る事は時勢に背反し、國民としての義務にもとる行爲なのであらうか。私はその時代に呼吸したものではないが、かつての自由民権の時代に、時の政府に志を得ない人達が自由を唱へ平等を叫んだ時、その聲は若い日本の血を動かし、その自由の旗印しの下に於ける行動は、日本の洋々たる將來を約束するものと考へられた事は、私が言ふを要しない事である。その時から六十年を経た今日、而もかゝる自由を唱へた人達の行動が國を害するものであつたとは如何にしても言ふを得ない今日、自由について語る事が全く許されない事であるとの主張は、之を容認するを得ないではないか。私はひそかに思ふ。今日こそ自由について一層の精細な討究がなさるべき時なのではあるまいかと。敢て自由についてののみ

ならず、帝國憲法のあらゆる部分に渡つての精細な検討が、その眞義を解明する爲に行はる可き時が今日到來して居るのではあるまいか。我々の前途には洋々たる未來が開けて居る事は言を要しない。然し洋々多望の未來を確實に把持し、その展開を結果する爲には、今日我々のもつて居るものの意義について、換言すれば我々自身について、我々自身の道をはつきりと見定めて置く事は、今最も必要な事ではあるまいか。私は一人の法律學徒として、皇國の根本法たる憲法について、一の根本的な考察を敢て試みやうとするのは、此の様な考へに基いて居るのである。私は題目として憲法に於ける「自由」を選んだ。今日、自由主義はあらゆる角度から廢棄せらる可きものとされて居る。憲法の言ふ自由とはかくの如き所謂自由主義的な自由なのであらうか。或は夫は單に言葉の上の暗合にすぎないものであらうか。更に又、兩者は全くの別ものなのであらうか。憲法に付いて考ふ可き事は極めて多い中から、私が特に自由なる題目を選んだのは、幾多の疑問が此の自由の二字をめぐつて湧き起つて來る事と、又此の點の解明が憲法全體の理解の上に於ける重大なる糸口となるものと考へたからに外ならぬ。但し以下の私の考察はあまりに獨斷的との非難を免かれないかも知れぬ。事實私は本稿を草する爲に特に參考書を座右におく事なく、すべて體驗と思索とにのみ頼つたのである。即ち私は皇國民としての自覺の上に立つて此の考察を進めたのである。茲に私の學問上の立脚點が在り、私の考察の客觀性が在ると私は信するのである。此の點については後述する所であるが、私の考察は、一見矛盾した如くであるが、その主觀性の故に客觀性を有するのである。而して此の様な方法こそ、法律學の如き、精神科學に於てまさに採る可きものであると考へるものである。此の點については私の以下の論述そのものが、その正否を決してくれるであらうから、茲では最早之以上述べず、自由に關する私の考察を進める事としやう。

## 二

自由とは一體何であらうか。言論の自由と言ひ、契約の自由と言ひ、信教の自由と言ふ。夫は如何なる事柄に關するものであるにせよ、他からの干渉を排除する意義を有するものゝ如くである。言論の自由と言ふ場合には、言語による思想の發表が阻止されない事を言ひ、契約の自由と言ふ場合には、如何なる内容の契約を、如何なる方法を以て締結する事も、許されるものと解せられる。又信教の自由とは、如何なる宗教を信ずる事も許されると言ふ意味に解釋せられる。斯の如き意味合ひに於ては、自由とは、換言すれば自律である。自ら決し而して自ら行ふ、その間他の何ものも介入を許さないのが自由の本來の性質であると言はなければならぬ。而して上述せる如き場合、又一般に法が對象とする場合に於ては、所謂自由とは、行動の自由を意味するものである事は、一見した所から知る事を得る。法は必ずしも動機を對象としないものではないが、自由と稱する場合には、行動の自由を目標として居る。居住移轉の自由、集會結社の自由皆然りである。然らば私の考察はかゝる行動の自由のみを目標として限定すべきものであらうか。否と私は答へる。あらゆる人間の行動の基本たるものは精神である。反射的な行動なるものは存在し得る。然し夫は極めて少數且つ例外的な場合であるか、或は或る精神に基いて習練せられた結果に基くものが多いのである。又本能的な行動はあり得る。私は本能は一の精神であると考へるものである。従つて本能に基く行動が行はれた場合、その本能を分析する事によつて、その行動の基本を知る事を得るのである。又私はかゝる行動の基本たる精神が、顕在たると潜在たるとを問はず、又意識的たると無意識的たるとを問はない。すべて行動の背後にはある精神が存在する事を主張するのである。果して斯の如くであるならば、行動の自由を云々する場合には實は精神の自由について論議する事となるのである。何故ならば、

如何に思想の發表が自由に許されて居るとしても、精神が自由な活動をなし得ず、思想の方向が一方に固定して居たならば、思想發表の自由は實は存在しない事となるからである。精神が抑壓をあたへられず、自由な活動をなし得て、始めて行動の自由も又もたらされるのであると言はなければならぬ。故に私は茲で歩を進めて、人間精神の自由について、考察しなければならぬ段階に達したのである。

精神の自由とは、精神が自ら事を決する状態を指す。斯の如き自律的状态は、人間の精神活動にとつて、極めて重要な意義を有するのである。人の精神は自律的状态に在つて始めてその機能を完全に果す事が出来るのである。抑壓せられたる精神は、必ず異常なる發展を遂げる。自由なる状態におかれた精神であつて始めて、その正常なる展開が期待せられるのである。抑壓せられた精神の異常な展開については、茲で一々の論證をなすを要せず、近代の精神病理學や社會學が、この事實に關しては幾多の事實を示して居る事を述べれば足りるであらうと考へるのである。斯の如く、自由即ち自律性は、人間精神にとつてその存立と發展の上に不可缺の要件をなすものと言ふべきであつて、此の意味に於て、自由は、人間に對し本來的にあたふべきものであるとの主張も亦成り立ち得るものと言ふべきである。かゝる自由をあたへられた精神状態を、自主的精神と稱する事を、得るのであつて、自主的精神あつてこそ、人格の獨立が存し、人格の獨立があつて、その行動は正常なるものとなり得るのである。斯の如き見地に立つならば、自由が人間にとつて如何に重要なものであるかが明瞭にせられるのであつて、あらゆる人の正常なる行動は、すでに自由なる精神の所産と言ふべく、更に又人間の進歩に關するあらゆる勞作は、自由なる精神の活動に基くものと言ふ事を得るのである。自由即ち自主的精神こそ、人間社會の進歩と發展の最も大なる要件をなすものであると言ひ得るのである。

斯くは言ふものゝ、茲に注意を要するのは、人間精神の自由がその正常なる發展に缺く可からざるものであつて

も、單に自由なる状態に於ける發展は、いはゞ消極的な發展にすぎないと言ふ事である。抑壓せられた状態が存在しないと云ふ事は、その異常なる展開が行はれないと言ふ事に過ぎないのであつて、眞正の發展には單なる自由なる状態の外に、重要な條件が必要とされるのである。その重要な條件とは即ち倫理性、換言すれば道徳的意識に外ならないのである。精神はその自由なる状態に於て始めて正常なる發展をなし得るが、更にその發展が偉大なものとなる爲には、道徳的意識が之に附加されなければならないのである。自由なる状態の精神が道徳的意識を自己のものとした時に始めて、精神は目的をあたへられ、方向を示され、強さが加へられるのである。自由なる精神が倫理性を自識した時發する所の行動は正しく、又之を遂行する上に於て勇氣が生ずるのである。あらゆる正しき又強き行動の基本は、自由なる精神に倫理性が意識される事に外ならないのである。我々は、義に勇む心、と言ふ言葉を持つて居る。私が茲に言ふ精神状態は、正にかゝる言葉によつて表現されたものに外ならないのである。行動の自律性はその倫理性を得て始めて完成せられるのである。

さて斯の如き倫理性或は道徳的意識は、之を良心とも稱する事を得るのであつて、斯る良心に従ふ行動であつて、始めて正しく、始めて強力であり得るのである。果して然らば斯る良心は如何にして獲得されるものであらうか。而して又此の良心は各人の面が異なるが如く、相異なるものであつて、一人の是とする所は、他の非とするが如きものであらうか。良心は孤高のものであつて、世をあげて濁り我れ一人清むと言ふが如きものであらうか。私の考へる所によれば、良心は決してかゝる性質のものでなく、夫はむしろ大なる社會性を有するものなのである。汝殺す勿れ、と言ふ戒律をとつて考へて見る。之は人間の本性から出たものである事は考へられるのであるが、幼兒の慘虐性を見る事屢々である事を考へれば、此の年を長ずるに従つて人間の性根に深く植え付けられる此の戒律は、人類幾千年の歴史と、數年數十年の教育の結果であると、考へなければならぬのである。假令人

間の本性にその根幹を有する各種の戒律と雖も、歴史と教育の力をまつて始めて、人間に對して倫理規範として強力な作用を行ひ得るものと言はなければならぬ。斯く考へて來るならば良心即ち道德的意識は環境によつて植え付けられたものであつて、此處に良心の社會性が存在するのである。即ち此處に良心の客觀性が證明せられるのである。良心は決して、單獨の存在でなく、人間が社會を形成して生活すると同じく、社會にあつて形成され、社會を目標として構成されるのである。故に夫は一人のものではなく萬人のものなのである。即ち一人の善は萬人の善でなければならず、萬人の惡は一人の惡でなければならぬのである。

さて斯の如く、良心が社會性を有するものであるとするならば、社會として最も強力な存在である國家が、良心の形成の上に、大なる力を及ぼすべき地位に在る事は、言ふをまたない所である。人間の社會環境として、人間に對し最も強力なる支配をなすものは國家である。人は國家に生れ國家に死する。國家は道德の形成に於て、即ち良心の形成に於て、確實なる又強烈なる力を有する。國家にあつて構成せられた道德的意識が、人間の行動を支配するのである。即ちその行動に目的をあたへ、方向を指示するのである。人間の精神は本來自由なるものでなければならぬ。而も自由なるのみでは、その發現する所は正しきを得るとは保し難い。倫理性が之に關與して始めて正しき行動が生れる。而もかゝる倫理性は國家が之をあたへる時、最も力の強きものとなる事となるのである。茲に人間精神の自由の眞の意義が存在するのである。私はかゝる人格的活動を本來の意義に於ける自由として定義するものである。

### 三

私は、前章に於て、法は人の行動の自由を對象として居るが如くであるが、行動の自由は精神の自由なくして

は言ひ得ない事、従つて私の論議の對象は、精神の自由である事を先づ述べ、次いで精神は自由なる状態に於て始めて正常なる發展をなし得るものであるが、その發展が正且つ強なる爲には、道徳的自意識がその根柢とならなければならぬ事、又かゝる道徳的自意識は社會的なるものであつて、従つて國家によつて與へられる道徳的自意識に従ふ行動であつて始めて、眞の意義に於ける自由なる行動である事を、論證したのであつた。實は又かゝる道徳的自意識の限界、かゝる道徳的自意識にみちた社會が國民の集團であり、國家と名付らるべきものなのであるが、此の眞に關する論議は後に譲つて、本章に於ては、私は、前章の如き一般論から離れて、かゝる自由が現實具體的には如何なる發展をなしたかを、人類歴史の上に見やうと思ふのである。私はその歴史を自由と言ふ事が最も力強く叫ばれ、又人類の歴史に最も大なる影響をあたへたと考へられる、フランス革命を中心としたものに限る事とする。

フランス革命の歴史は、自由の歴史であると言はれる。教權と王權の壓迫から、個人の自由と解放とを叫び、之を血を以て成就したフランス革命は、人間に對し自由の如何に貴ぶべきものであるか、又その自由は如何にして達成せらるべきものであるかを現實的具體的に指示したと言ふ可きである。人間天賦の自由として、人權宣言に列擧された各項目については茲で言ふを要しないが、之等の自由は、そのモデルに従つて各國の憲法に、自由權として取りあげられ、その後の百餘年を支配したのであつた。否現に今尙之を遵奉しつゝある所もあるのである。かゝるフランス革命に於て唱道され、其後の世界を支配した自由の本體と形體と、私が上述した自由の眞義とは如何なる關係に立つものであらうか。之について考察を進めて行きたい。

フランス革命に於て唱道せられた各種の自由は、一見する所、如何にも人間本性の自由の各種の形態に於ける發現をとりあげ、その確保を要求して居る點に於て、完全なるものであるかの如くに見ゆるのである。然しながら

ら、私の考ふる所によれば、之は要するに人間精神の干渉せられざる、壓迫せられざる状態の存在を主張したに止まるものである。此の革命運動は教權と王權の抑壓からの解放を主張するものであるから、人間精神を本來のあるがまゝの姿に還すものには相違ないのであるが、抑壓と干渉が排除されたのみでは、人間精神には方向と目的とがあたへられないのである。あらゆる抑壓をとりのけたのみでは足りない。更に之に對し方向が指示されて始めて人間精神は正しき道へ進む事が出来るのである。フランス革命の自由は抑壓を排除した。然し夫は方向はあたへられなかつたのである。茲にフランス革命の言ふ自由の致命的な缺陷が存するものである。私が前章で述べた所の論理性即ち道德的意識が、フランス革命の言ふ自由の中には缺如して居たのである。之はフランス革命が、強權に對する反抗として起つた運動である事に、重大な理由を見出す事が出来る。夫は論理的な目的のない運動であり、反感、反抗以外の何もなかつたのである。その言ふ所の自由は自由の第一段階であつて、その上に更に進む可き高き段階が存在して居るのである。反抗から生じた自由の運動は、その抑壓物を排除すればその目的を達するのである。その上に更に高次の目的を設定する事は、その關知する所ではないのである。

然しながら、斯の如き低き自由の觀念が滔々として世を動かしたその理由は何處に求む可きであらうか。かゝる低き自由の觀念が以後百年に渡つて、世界を支配したその原因は、何であつたであらうか。夫は此の自由の觀念には或る程度の客觀性が存在して居たからであつた。此の客觀性とは即ちかゝる自由の意識が、當時及びそれ以後の市民階級の共通した理念となり得たからであつた。茲に言ふ市民とは、生産手段に對し強力な支配をなし得た當時及び以後の階層を指す。彼等の間にあつては、富の蓄積と資本の驅使が自由の状態に於て放任せられると言ふ事が、最も重要な事であつた。之に關しては何等の倫理性も要求せられなかつたのである。否倫理性が存在しては、かゝる事は不可能であつたのである。道德的に無色なる自由の状態が、彼等には最も好ましいもの

であつた。而もかゝる階層が、最もよく團結して居た當時及びそれ以後の社會にあつては、彼等に最も都合よき自由の觀念は、或る程度の客觀性を得、遂に歴史を左右にするに至つたのである。即ちフランス革命の自由は市民的の自由と稱す可く、道德的意識の缺如をその特長とするものなのである。

此の道德的意識の缺如は、かゝる自由を保證する様に考案された政治機構の中に、明瞭に看取される。周知の如く、立憲政體の中心をなすものは議會制度と三權分立制とである。先づ議會制度について考察する事とする。議會とは、まことに驚く可き機關であると言ふ事を得る。何故ならば夫は積極的な行動をなす事なく、又何等の責任を有しない機關であるからである。議會は國民から選出せられた議員から構成せられるが、その選出は數年に一度行はれるのみである。而も多數の選舉民は自己の選出した議員の行動に對して、監督の手をのべる事は到底不可能である。議員の選舉民に對する責任は、如何なる方法をもつてしても容易に之を回避する事を得るのである。かゝる責任のない機關が、自己の良心のみを頼りとして、何事をなし得るであらうか。而もその良心なるものは、多くの場合多數者の中に埋没せられて、その行方は知る事を得ないのである。又議會は積極的な行動をなさない機關である。政府の提出案に對し審議をあたへるのを本務とする。物事の是非を論ずるは、何人も之を爲し得る。事をなすのは極めて困難である。消極的論議のみを事とする議會が、如何に容易な仕事を擔任して居るかは明瞭であらう。議會が自ら案をつくり、自らその實行をなす時に於てのみ、議會の存在價值は見出される。而もかゝる仕事は議會本來の任務ではないのである。従つて議會のなす事は、常に消極無責任の行動のみとなり終るのである。即ち議會の墮落は、議會成立の頭初から豫定せられて居る所であると言はなければならぬ。若し議會にかゝる墮落を拒まうとするならば、夫に對して強烈な責任を課するより方法はないと言はなければならぬ。而もかゝる方法は、議會自身の發案にまつ可きであるのが通常であるから、その實行は極めて困難であ

り、多くの立憲政體の國に於て、議會の墮落は蔽ふ可からざる事實であつたのである。而もかゝる安易無責任な機關に對し、法治主義の原則により偉大なる機能があたへられて居たのであつたから、その墮落は當然明白と言はなければならぬのである。

更に三權分立制について考察する事とする。之又議會同様驚く可き制度と言はなければならぬ。と言ふのは立法を擔任する議會、司法を擔任する裁判所、行政を擔任する政府、之等三者の間に何等信賴の念が豫定されて居ないからである。あるものは勢力の均衡のみである。互ひに他の機關の權限を侵す事のない事を目標として、定められた制度である。苟も一國の政治機關に付て、常に他の權限を侵す事を豫定して制度を設けるとは何と言ふ事であらう。道義地を拂ふとは正に此の事ではあるまいか。互ひに他を侵す事なく、一は他を牽制し、いはゞ三すくみの状態となつて國政を運用するのが三權分立制である。國家の政治を擔當する者の間にあつて、何故に相互の信賴が豫定されないのであるか。又勢力の均衡は國政を進展せしめるものではないのである。均衡は靜止した状態である。従つて三權分立の要求する所は實は國家の政治が進行を停止し、一定の状態のまゝ發展せざる事を意味して居るのである。従つて立憲國家に於て、何等か國政の進展が行はれたとすれば、夫は豫期に反して、三機關の何れか一が優勢となつたからに外ならないのである。たとへ夫が如何なる結果をもたらさうとも、バランスが破れて始めて發展が開始される事に間違ひはないのである。

斯く考察するならば三權分立制は國政處理を一定の限界に停止せしむる事を目的とする制度であつて、國家を發展せしむる機構では決してないのである。従つて夫は國家の設定する道德的意識を國民に注入し國民をして生々發展せしむる事などは到底思ひも及ばぬ機關である。何故ならば勢力の均衡が存する限りそこに發展はなく、發展のない限り道義的行動は豫定せられないからである。即ち三權分立制は國政を一定の無理想状態におかんと

する目的を有するものであり、又前述した如く、議會は安易消極のブレイキ的機關にすぎないのである。かく考察の歩を進めて來るならば、立憲政に於て採用せられて居る之等の制度は、倫理的に無色である事は勿論、市民階層にとつては、極めて好都合に構成されて居る事が明瞭となるのである。即ち國家の政治に直接關與する諸機關に對しては、勢力の均衡と言ふくつわをあたへ、自ら組織する議會は、極めて安易消極、且つ國政に對しブレイキ的役割をつとめるものなのである。いはゞ之等は、市民階層に好都合なる自由の状態——夫が低度のものである事は幾度も言及した——を保持せんが爲のものでしかあり得ないのである。従つて此の點からしても、フランス革命に言ふ所の自由なるものゝ本體が明白にせられたと言ふ可きであつて、かゝる自由の觀念が、過去百年に渡つて世界を支配した事は、まことに驚く可き事と言ふ可く、かゝる自由の僞瞞的性質を我々は明瞭に了知しなければならぬのである。即ち自由の歴史は汚されて居るのであつて、我々は之を本來の意義の自由に立ち歸らしめる様に、大なる努力をなす可き義務と責任とがあるものと言はなければならぬ。

#### 四

私は前章に於て、自由の歴史を顧て、フランス革命が唱導し、その後の百餘年を支配した自由の觀念をとりあげ、之に檢討を加へた結果、その所謂自由の觀念は私が第二章に於て述べた如き本來の意義に於ける自由の觀念とは相去る事の遠い、低度のものである事を論證した。さて茲に於て私は、主題とした所に入つて、帝國憲法に於ける自由の觀念について、考察を進める可き位置に達したのである。

帝國憲法に於て、自由なる文字はその第二章中に於て使用されて居る。第二十二條の居住移轉の自由、第二十八條の信教の自由、第二十九條の言論著作印行集會及結社の自由が之である。かゝる明文を以て示されなくて

も、憲法第二章そのものが所謂自由權に關する規定である事は學者の説く所であつて、第二章中の臣民の權利として見られる所のは、すべて自由權として解釋するのが慣例となつて居る。而して帝國憲法がその制定にあつて歐洲流の立憲政體をそのモデルとした事は明白な事實であり、又民間の憲法制定の運動が、自由民權の旗印しをかゝげた事によつても、帝國憲法がフランス革命流の自由の觀念と何等かの關連を有するかに見える事は疑のない所である。然しながらひるがへつて思へば畏くも

明治天皇より賜つた大日本帝國憲法がかゝる低度の自由の觀念をその根本となして居るとは、我々國民として、如何にしても信ずるを得ない所であると言はなければならぬ。又憲法は議會、政府、裁判所の機關を設けて居る。之れは三權分立制を採用して居るかの如くである。然しながら、帝國憲法に於ける議會が立憲政體に見られるが如き安易放縱の機關であり、政府や裁判所が國政停頓の機關であるとは、如何にしても考へる事が出来ないのである。之等の疑問を解決し、之等の矛盾を解明する事が本章の目的とする所なのである。又之に關する努力こそ皇國民として義務である事を私は確く信ずるものである。即ち此の事こそ、皇國の政治體制を確立する上に最も肝要なる事なのであつて、千古不磨の大典たる帝國憲法の眞義を解明する事は、皇國民の進む可き方途を指示し、曠古の大業を完成する上に缺く可からざる事であると確く信ずるのである。

私は、此の問題の解決、即ち帝國憲法の眞義特に自由の問題を解明するにあつては、動かすべからざる一點から出發せんと欲するものである。出發點が不動且つ明確であるならば、後の論議はすべて圓滑に進行するものであり、結論への到達は容易なるものと言はざるを得ない。此の明確不動の一點とは何か。私は之を皇國民の天皇に對し奉る歸一の信念に見出さんとするものである。

天皇に對し奉る歸一の念。之こそ何等の論證を要せず苟も日本人であるならば何人も之を自證し得るものと言

はざるを得ないのである。時あつてか、此の信念は、顯在せず潜在する事もあり得る。然し時にあたつては忽ち燦然たる光輝を發するものである事は敢て言を費すを要しないのである。かゝる信念の存在は、夫が信念であるが故に各人が日本人として自證し得るのであつて、日本人ならざるものにとつては、その存在は客觀的存在であるが故に自證する事を得ないのである。日本人のみが之が存在を身を以て知る事を得るのである。かゝる信念を科學の基礎とする事は、從來は全然問題にされる事はなかつたのである。何故ならば、夫は主觀的存在であつて、之を知る者のみか之を知るが故なのであつた。然しながら法律學の如き精神科學にあつては、存在を客觀的に論證し、夫に基いて推論の歩を進める事は、或る場合には勿論必要なる事であり、かくてこそ科學の名にふさはしき體系が確立せられるのであるが、一方又法律にせよ經濟にせよ、我々はその中に生活するものである事を忘れてはならぬ。即ち夫は實踐と離す可からざる關係に立つて居るものと言はざるを得ない。既に實踐をその組織體系中に組み入るべきものであるとするならば、即ち我々の精神の如何によつてその方向を變更し得るものである事を認めるならば、かゝる變更を惹起し得る最大の力即ち我々の主觀的なる精神を以てその出發點とする事は最も必要なる事であると言はなければならぬ。かくてこそ眞に精神科學の名にふさはしき體系が樹立せられるものと言ふ可きである。私はかゝる見地に立つて、憲法學の根本的なる出發點として、皇國民の天皇に對し奉る歸一の念を捕へたのである。夫は主觀的な存在ではあるが、夫は主觀的であるが故にこそ客觀性を有するものと言はなければならぬのであつて、一人の日本人は、かゝる信念の存在を他の日本人に於て、之を自ら有するが故に、知る事を得るのである。一億の皇國民はかくて相互にかゝる信念の存在を自證するのである。日本人ならざるものにとつては、夫は彼等が之を有せざるものであるが故に、その存在を自證することを得ず、ただかか一つの客觀的存在として見る事を得るにすぎない。而してかゝる客觀的存在は、實踐と何等の關係を有せ

ざるものであるが故に、如何に日本人の忠誠の念について認識を深めても、之を生活の上に役立たせる事は全然不可能なのである。

國體、又は政體なる言葉が用ひられる事があるが、上述の如き信念の主觀性と客觀性の見地から此の二つの言葉の異同を説明する事が出来やう。即ち一國の國民が、自ら國民たる國家の組織について考へる時、夫は抽象的な主權、領土、國民と言ふ如き概念の外に、自ら國家の一員として生活する立場から、自己と國家とを最も密接に結び付けるものが何であるかを自證するものである。之は他國民にはうかがふ事を許さざるものであつて、該國家の一員のみがその存在を知り得るものである。かゝる見地に立つて一國の政治組織を考へる時、一國の國民は夫を國民以外の者が知り得ないものとして感ずる。之を國體と稱す可きである。而して一國民が他國に付て考へる時、之を分析して主權、領土、國民となす事を得、更に政治組織を考へる時には客觀的存在として之を認識する。之を政體と稱す可きであると考へる。かゝる點から考へるならば法律學の如き精神科學は國家の異なるによつて、又その立場を異にするによつて夫々の獨特なる組織體系がとらる可きものであると言はなければならぬ。抽象的に各種の概念を設けても、夫は國民の信念と何等の關係を有せざるものであるならば、全く無價値なものであると言はざるを得ないのである。

さて上述した如く、私は私の論議の出發點を皇國民として何人も自證し得る天皇に對し奉る歸一の念に求めたのである。かゝる歸一の念は言葉を換へるならば天皇が永遠に日本を統治し給ふと言ふ事であつて、かゝる統治の體様、換言すれば皇國民としての生き方を國體と言ふ可きであると信するのである。然し私は國體の語を用ふる事なく、歸一の念として論議を進めて行く事とする。かゝる歸一の念は肇國以來我國の歴史に於てあらゆる場合に見る事を得るのであつて、日本人たるものは日本の歴史を讀み此の念の輝くを見る度に感激に浸るもの

である事は言をまたない所である。悠々二千六百年の歴史の中に此の念の發揮された例はあげるに暇がないのであるが、論議を進める便宜上、時を明治維新以後に限つて考へて見る事とする。

明治維新の意義については、種々な見解があり得るであらうが、私は之をあくまで 天皇に對し奉る歸一の念の表現と見やうとするものである。徳川幕府の存在は 天皇御親政を殆ど有名無實ならしめないとしても、かゝる國家機關が存在する事によつて、萬民翼賛の實が失はれて居た事は否定する事を得ない。徳川幕府の 天皇に對し奉る忠誠の念は、之をあくまで疑ふ可きではないが、かゝる機關が存在する事自體が、萬民の天業への翼賛への道を阻むものである事は、疑問の餘地がないのである。明治維新は、かゝる大目標に向つて起された、一大國民運動であると解す可く、官軍に抗した諸軍と雖も、忠誠の念に於ては何等劣るものなく、歸一の念の實現に向つては努力を惜しむものではなかつたと考ふ可きである。只歸一の念の表現の形式に於て、意見を異にしたものであつたと言ふ可きである。かく明治維新を、歸一の念を表現せんとする一大國民運動であつたと解すれば、明治維新後成立した明治政府が、その形式に於て、幕府的存在たるに止まつて居る限り、明治維新の目標とした萬民翼賛の實現は、未だ遠かつたものと言はざるを得ない。即ち明治維新は、明治維新のみによつては完成されず、その後萬民翼賛の方途が實現される迄夫は延長して居たものと考へる事を得る。而してかゝる萬民翼賛の方途の實現運動、換言すれば歸一の念の表現として明治維新後の自由民權運動を解釋すべきであると、私は考へるのである。自由民權運動は、その旗印しを、フランス革命から借り來つたものである事は否定する事を得ない。然し我國に於ては、肇國以來國民に抑壓を加へた專制君主の存在した事を聞かないのである。何處に自由平等を唱へ、專制政治を廢する運動を起す必要があらうか。彼等が自由と稱し、民權と唱へたのは、單に旗印しを借り來つたにすぎず、その實體は、我國特有の國民運動即ち萬民翼賛の實をあげんと運動に外ならなかつたのであ

る。而してかゝる萬民翼賛體制は帝國憲法の制定によつて一應完成せられたのであつたが、所謂憲政の運用に於て、その方策を誤り、大正より昭和の始めに至つて再び萬民翼賛運動が主として異常な形式と手段とによつて起されるに至つたのである。我々の記憶に新らたな幾多の不祥事件は、よしその探つた手段に於て重大な過誤をおかして居るにせよ、その眞意は歸一の念の明瞭なる表現にあつた事は私の信する所である。而してかゝる歸一の念の表現を妨げた防塞として議會運用の墮落をあげる事は決して不當ではないと信する。立憲政治に於ける議會は前章に於て述べた如く極めて墮落し易き機關である。我國の議會を以て、立憲政治の議會と同一視せんとする考が、かゝる傾向を惹起するに至つたものと考ふべきであるが、此の點については更に後述する。

さて又、皇國民としての歸一の念の表現は、更に日支事變、又大東亞戰爭の勃發によつてその頂點に達したと言ふ事を得やう。戰線銃後の國民の身を挺しての活躍はもとより、特にかつての共產主義者が大君の御稱として萬歳を唱へつゝその命を終ると言ふ事實は、我々に皇國民としてかゝる信念の存在を如實に立證するものでなければならぬのである。

私は上に皇國民としての歸一の念の存在を、歴史の上に實證し、又かゝる念が皇國民としての最高の行動を呼び起すものである事を證明した。果して然らば、かゝる歸一の念は皇國民にとつては最高の道德的意識と言ふべく、之によつて皇國民の行動は、目的と方向と強さとがあたへられるものであると言ふ事を得るのである。即ち皇國民の倫理性は、まさに此の點に於て求むべきであつて、此の倫理性こそ國體と言ふ形に於て天皇統治の諸形態と言ふ方式に於て、憲法第一章中に明文を以て示されて居るのである。即ち憲法第一章の規定は國體の闡明を目的として居るものであるが、夫は同時に國民に對する最高の道德的意識としての役割を行つて居るものと言ふべきである。斯く考へて來るならば、第二章の自由の意義も自ら明かになるものは言はなければならぬ。精神

の自由、即ち抑壓せられざる精神の自律的狀態は、帝國憲法の正に認める所であり、又かゝる自律的狀態にあればこそ歸一の念の表現の如き高度の倫理的行動が可能なのであるが——かゝる自由の狀態に於て最高度の道德的意識が之にあたへられて始めてその行動は正しく強くなり得るのである。即ち私は上述の第二章に述べた自由の眞義が、帝國憲法に於て具體化されて居る事を主張しやうとするものであつて、帝國憲法の第一章第二章相まつて始めて皇國民としての行動は全きを得るのである。

即ち皇國民としての自由には高度の倫理性が付與せられて居るのであつて、此の點に於て立憲政治に言ふ所の自由とは相去る事甚だ遠いものがあると言はなければならぬ。又自由の語を使用するが故に、憲法第二章の規定を無用のものたらしめんとするが如きは恐るべき暴論であり、あらゆる自由が打捨てらるべきものでなく、眞の自由はあくまで取り上ぐべきものであり、帝國憲法の自由をかく解してこそ始めて、その眞義に達したものと云ふ可きである。

以上の如く自由を解するならば、帝國憲法が規定する所の各種の機關即ち帝國議會、國務大臣、裁判所についても之を三權分立的に解釋すべきものでない事は言をまたない。帝國憲法に於ける之等の機關は勢力の均衡の上に打ち立てられた現狀維持の機關ではない。夫等は 天皇に對し奉る天業翼贊の機關である。何れも 天皇に歸一し奉る關係に在るのである。各機關の任務の分擔は、夫々定められて居る。然し夫は互に相侵す可からずとする權限の分配ではない。歸一し奉る關係に於て事を行ふ職務の分擔にすぎないのである。立憲政體の國家機關は上に戴くものが存在しないのであるから、相互の權限の分配と勢力の均衡とが必然的に要求されたのであるが、帝國憲法に於ける國家機關は、何れも 天皇に歸一し奉るものであり、萬民翼贊の實をあぐべき地位に在るものであるから、相互の間に信念の共通があり、従つて信頼の念が存在しなければならぬのである。故に之等の機

關の間には任務の分擔が存するのみであつて、かゝる任務は夫々が自由に且つ皇國民としての自識の下に行はれる可きものなのである。

## 五

以上三章に亙つて不充ながら私は、私の體驗を基礎とする思索によつて到達した帝國憲法に關する私の理解を述べた。此の敘述に對し、之は法律を以て道德と同一視せんとするものであるとの批判或は非難が加へられるかも知れぬ。然し私は信ずる。あらゆる法はその根柢に道德を持つ可きであり、殊に憲法の如き根本法にあつては此の事は特に然りと云はなければならぬ。私は更に各種の法律體系についてその道德的意義を闡明したいと考へて居るのである。而して法の有する道德的意義について考察する事は、結局に於て、國家の道義的存在なる事を論ずる事となるのである。此の點に關する詳細なる論究は、本稿に於てはその場所を得るに至らなかつたのであるが、上述各章に述べた所によつて之を或程度窺ふ事が出来やう。即ち私は良心、換言すれば道德的意識の社會性（國家性）をその出發點とするものであつて、私の國家論は之を基礎として組織せられたるのである。之等の論議については他日を期する事とする。

尙又、私が國體と政體の區別を設けた事から、一國の政治については他國民の知る事を得ざる部分が在る事となり、従つて、私が上述した如き歐洲の立憲制度、又フランス革命の意義は要するに皮想的なものに止まるのではないかとの非難があげられ得るであらう。まことに然りである。立憲制度或はフランス革命中に我々の解す可からざる倫理性が潜んで居るかも知れないのである。然しながら夫はあくまでも我々が夫を客觀的實在と見る限りに於て了解すべからざるものであり、従つて若し立憲制度、我はフランス革命の形態を我國に採用せんとすれ

ば、夫は要するに形式のみの採用に止まり、眞の精神は之を採るを得ないのである。而もかく形式のみを模倣した場合に於ては、上に私が之を客觀的存在として觀察し、その意味の上に於て、證明される所のあらゆる缺陷は、かく形式のみを採用した場合に、非常な強度を以て發現し來るものなのである。私が上述した我國の議會の墮落はまさにかゝる形式の模倣から生じたものであり、其他の我國の諸制度であつて、外國にその形をとつたものはかくの如き理由によつて、幾多の恐る可き弊害を生じ來つたものと言はざるを得ないのである。之等の點を考へるならば、精神科學に對し、新たな見地に立つた組織化が當然要求されると共に、外國の立法、或は制度に對し慎重な検討があらゆる場合に必要である事は言ふ迄もない所である。茲に於て私は再び、法律或は制度の根本はその國家、或は社會に呼吸するもののみによつて了解せられる共通の信念或は精神に存するものである事を主張すると共に、若し二個の國家がその本質に於て同質に近い場合には、その了解度は高度まで進められるものである事を附言して置くものである。

## 附記

（本稿を終るの日、夜半雪の路上に出征の勇士を先頭に之を送る一團の人々と出會ふ。帽を脱して萬歳を叫べば、勇士は黙々手を擧げて歩み行き、歡送の人々は日の丸の小旗を打ち振りつゝ闇に消えた。昭和十七年二月二十六日の事である）